

# 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、日本とドミニカ共和国との間の文化、スポーツ、観光、通商、経済、技術、研究、学問等の協力提携の緊密化を図り、もって両国の友好親善関係の増進及び相互の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 両国間の文化、スポーツ、観光、通商、経済、技術、研究、学問等に関する協力を助長する事業
- (2) 在日ドミニカ共和国大使館その他のドミニカ共和国の機関、団体との交流事業
- (3) 在ドミニカ共和国邦人団体、在ドミニカ共和国日本商工会議所及び日本のドミニカ共和国関係機関、団体との連携による協力事業
- (4) ドミニカ共和国の政治、経済、社会、文化等の調査研究、資料の収集及びその成果の紹介並びに講演会、研究会、座談会等の開催
- (5) 情報誌及びホームページによる情報提供並びに図書、パンフレットの発刊頒布
- (6) メレンゲ、バチャータ、サルサ実演会・鑑賞会等の開催
- (7) ドミニカ共和国産品の紹介、普及及び販売
- (8) 観光その他民間交流の促進
- (9) スペイン語・日本語研修講座事業
- (10) その他本法人の目的を達成するため必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) その他以下の会員を置くことができる。

- ① 名誉会員 本法人の事業遂行上特別の功労があり、理事会に推薦された者
- ② 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業活動に協力する者（海外在住者も含む）  
で、理事会が入会を認めて入会した個人又は法人
- ③ ヤング会員 賛助会員のうち、28歳以下の希望する個人をヤング会員とする

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、正会員にあつては会長及び理事会、その他の会員にあつては会長の承認を受けなければならない。

（経費負担）

第7条 会員は毎年、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

2 当法人成立後平成29年3月末日までの会費は、個人正会員が1万円、同賛助会員は5千円、同ヤング会員は3千円、法人正会員は5万円、同賛助会員は3万円とする。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 退会し又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

## 第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。なお、会長は5個、副会長は2個ずつ有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、予め通知された総会の議案について、議決権行使書面によって議決権を行使することができる。

2 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、出席正会員を代理人として議決権を行使することができる。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。理事及び監事は兼任することは出来ない。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して業務を執行し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順位により、会長の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して業務を執行し、会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより本法人の業務を分担執行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は、第21条1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合、任期の満了または辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任免除)

第28条 本法人は、法人法第111条第1項の行為に関する役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長等)

第29条 本法人に、任意の機関として、名誉会長1名及び顧問2名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、本会の運営に関し意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

5 名誉会長及び顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。  
(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする

(事業報告及び決算)

第38条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号ないし第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第39条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本法人は、総会の決議により、又は法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第42条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(実施細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第45条 本法人の最初の事業年度は当法人設立の日から平成28年3月31日までとす

